王寺町まちづくり基本条例
逐条解説（修正案）

令和７年１２月

王寺町

目　次

前文 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第１章　総則

第１条　目的及び条例の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第２条　用語の定義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第２章　基本原則

第３条　基本原則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第３章　町民

第４条　町民の権利及び責務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第４章　議会

第５条　議会及び議員の責務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第５章　行政

第６条　行政の責務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第７条　町長の責務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第８条　町職員の責務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第６章　町政運営

第９条　総合計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０

第１０条　情報の公開及び個人情報保護 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０

第１１条　危機管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１

第７章　参画と協働

第１２条　参画と協働の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２

第１３条　コミュニティの形成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２

第１４条　まちづくり協議会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３

第１５条　町政への参画機会の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４

第８章　広域での連携及び協力

第１６条　広域での連携及び協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６

第９章　条例の検証及び見直し

第１７条　条例の検証及び見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６

前文

聖徳太子が説いた「和（わ）の精神」を現在に伝える「和（やわらぎ）の鐘」が鳴るまち王寺町。

町内には、聖徳太子が達磨大師と出会い、助けたという片岡飢人伝説を創建由緒とする達磨寺があり、国指定重要文化財「木造聖徳太子坐像」や、太子の愛犬・雪丸の石造物が残っています。

王寺町は、奈良県の西の玄関口として鉄道がいち早く開通し、王寺駅を中心に西和地域の中核都市へと発展してきました。

王寺町は、多くの人が暮らす生活都市であるとともに、大和川・葛下川や明神山などの水と緑に恵まれた自然豊かな町です。

さまざまな地域とつながり、歴史と文化、人と自然、そして人と人がつながり合う王寺町。

わたしたちは、将来にわたって、社会潮流が変化する中においても、先人たちが築き上げてきた町を守り、さらに発展させて子どもたちに引き継がなければなりません。そのためには、町民一人ひとりがまちを愛し、誇りに思うと同時に、まちづくりの担い手としての自覚と責任を持って主体的に行動する意識「シビックプライド」を育み、協働によるまちづくりを推進する必要があります。

王寺の人々が町に明るい希望を抱くとともに、いきいきと活躍できるよう、王寺町まちづくり基本条例を制定します。

【解説】

前文は、まちづくり基本条例を制定するにあたり、町民の王寺町への思いやまちづくり基本条例を制定する背景、そしてよりよいまちづくりへの決意を表したものです。

王寺町は、聖徳太子とゆかりの深い土地であり、太子が定めた「十七条憲法」の第１条「以和為貴（わをもってとうとしとなす）」を由来とする「和(わ)の精神」が息づいています。新元号「令和」にも使われている「和」は「柔」に通じ、「心が穏やかになる」「心が静まる」「親しくなる」等の意味を持つ言葉です。

町のシンボルである「和（やわらぎ）の鐘」は、「和」の精神を何よりも大切にしていくという思いから、「すべての人が平穏に過ごし、子どもたちが健全に成長する」ことを願って設置されたものです。

王寺町は、面積 7 ㎢の小さな町ではあるものの県内最大級のターミナル駅である王寺駅を中心として発達した便利な都市機能を有し、豊かな自然や歴史、文化、そして人と人との暖かい結びつきもある町です。それらの恵まれた環境は、多くの先人たちにより創り守られてきたものであり、私たちはこの素晴らしい町をより良い町に発展させていかなければなりません。

人口減少や少子高齢化の進展、地域間競争の激化に加え、大規模災害の発生が見込まれるなど、社会潮流の変化に対応し、さまざまな課題を克服しながら、確かなまちづくりを進めていくためには、町民、議会、行政がそれぞれの役割を担いながら協働して取り組んでいくことが求められます。

そのために必要となるのがシビックプライドです。シビックプライドは、「都市に対する住民の誇り」という意味の言葉で、「郷土愛」と似ていますが、単に地域への愛着を示すだけではなく、自分自身が関わって地域を良くしていこうという当事者意識が含まれています。参画と協働のまちづく

りを進めるためには、このシビックプライドを持つ町民を増やしていかなければなりません。

まちづくりは、町民が主体となって、議会や行政と協力することで、より大きな成果をもたらします。町民、議会、行政、それぞれが役割と責務を自覚するとともに、まちづくりの基本原則を共有し、協働の中で生まれる「楽しさ」を多くの町民が分かち合いながら、未来を創っていくために、まちづくりの基本的ルールとして「王寺町まちづくり基本条例」を制定することとなりました。

【参考】王寺町町民憲章

わたくしたちは「和の鐘」がなる王寺の町民です。

元気ではたらき豊かなまちにしましょう。　きまりをよくまもり住みよいまちにしましょう。

未来をつくる子供のしあわせなまちにしましょう。　道路も川も草も木もきれいなまちにしましょう。

第１章　総則

（目的及び条例の位置付け）

第１条　この条例は、王寺町におけるまちづくりの基本原則を明らかにし、町民の権利及び責務、議会及び行政の責務並びにまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、町民、議会及び行政が協働する豊かで暮らしやすい地域社会の実現を図ることを目的とします。

２　この条例は、王寺町の地方自治及び町政に関する最高規範であり、町民、議会及び行政は、この条例を遵守するものとします。

３　議会及び行政は、他の条例及び規則等の制定又は改廃を行うに当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

【解説】

１　王寺町まちづくり基本条例の目的を明らかにする条文です。まちづくりの主体（町民、議会、行政）が権利や責務の理解のもとに、お互いに協働して地域社会の実現を図ることとしています。ここに挙げている町民、議会、行政については、第２条以下で詳しく説明しています。

２　まちづくり基本条例が、住民自治を基盤とした王寺町のまちづくりを進めていく際の最高規範であることを定めています。

３　町が他の条例や規則等を制定や改正、廃止するとき、また総合計画をはじめ各種計画を策定や改定する時には、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性が図られるべきであることを定めています。

（用語の定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 町民　町内に居住する者、町内で学ぶ者、働く者及び町内で事業を営むなど活動を行うものをいいます。

(2) 行政　町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及びその補助機関をいいます。

(3) 参画　政策の立案、実施及び評価の各段階に町民が主体的に参加し、行政の活動に広く関わることをいいます。

(4) 協働　町民、議会及び行政並びに町民同士がお互いの役割と責任を自覚し、それぞれの自主性を尊重、協力し合いながらまちづくりに取り組むことをいいます。

(5) コミュニティ　町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提とした、さまざまな生活形態を基礎に形成する組織及び集団をいいます。

【解説】

この条例で使われている重要な用語について、条文を理解・解釈するときに誤解を生じないようにするために定義しています。

(1)「町民」

多様な人の知恵や力を合わせて王寺町のまちづくりを進めていくため、「町民」を地方自治法で規定された「住民」よりも幅広い範囲で定義しました。個人だけでなく、王寺町内で活動する企業やＮＰＯ法人、ボランティアグループ等も含みます。

なお、「住民投票制度」に参加する権利をもつ者については、本条例第１５条第６項で、住民投票を行う際に、その都度、別に定めることとしています。

(2)「行政」

行政は、地方自治法では執行機関とも呼ばれ、それぞれの機関に属する職員は、その補助組織として位置づけられています。

(3)「参画」

参画とは、「参加」より踏み込んだかかわり方のことで、行政が行う施策等の計画、実施及び評価等の過程に町民が自主的、主体的に意思形成にかかわることを言います。

(4)「協働」

協働とは、町民、議会及び行政、またコミュニティや住民活動団体、事業者などが、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ、対等な立場で連携・協力することです。町民、議会、行政それぞれの特徴を組み合わせることで、単独で行うよりもより良い成果を出すことが期待できます。

(5)「コミュニティ」

コミュニティとは、自治会のように地域的なつながりからなる組織及び団体並びに人々の関心や興味等により構成される組織及び団体のことを言います。

第２章　基本原則

関連例規　王寺町人権擁護に関する条例

第３条　町民、議会及び行政は、次に掲げる事項を基本原則として、まちづくりを推進します。

(1) 参画と協働の推進　まちづくりに関わる場又は機会を開かれたものとし、町民のまちづくりへの参画と協働を推進します。

(2) 情報の共有　相互にまちづくりに必要な情報を伝え合い、これを共有します。

(3) 環境との共生　まちの歴史及び自然を大切にし、環境との共生を図ります。

(4) 新時代への挑戦　社会潮流に対応した新しい取組に積極的に挑戦します。

(5) 多様性の尊重　町民一人ひとりの基本的人権を守り、多様な属性や文化を尊重します。

【解説】

まちづくりを進めていく５つの基本原則を定めています。町民・議会・行政等の主体がこの基本原則を共通認識することで、まちづくりの方向性を定めることができます。

(1)「参画と協働の推進」

地域の身近な問題や課題をよく知る町民に参画の機会を保障するとともに、それらの問題解決に主体的に取り組む自治の実現を目指します。また、まちづくりにおいては、町民が自らできることは、進んで参画するように努めるとともに、町民、議会及び行政が対等な立場でそれぞれの特性を活かして、連携しながら協働して進めていくことが必要です。

(2)「情報の共有」

町民、議会及び行政は、それぞれの情報の発信者であり、受信者でもあります。参画と協働によるまちづくりを推進する上で必要となる情報はお互いに共有することが重要です。町民への情報発信については、膨大な町政に関する情報を精査し、誤解を与えないよう、また、混乱することがないよう透明性と公開性をもって提供することが必要です。

(3)「環境との共生」

王寺町には、日本遺産に認定された明神山や、大和川などの自然、そして、聖徳太子の時代から伝わる歴史資産が数多く残されています。町民、議会及び行政がその豊かな自然環境や歴史資産を守り育て、共生していくことを定めています。

(4)「新時代への挑戦」

安心、安全かつ高い満足度をもって生活を維持、発展させていくためには、社会潮流の変化への対応が必要です。時代や環境の変化に対応するため、町民、議会及び行政それぞれが新たな取組に積極的にチャレンジしていく姿勢を定めています。

(5)「多様性の尊重」

町民は一人ひとり多様な属性や文化的背景を持っています。一人ひとりの基本的人権が尊重されるとともに、互いに意見を出し合い、その意見に耳を傾け、思いに寄り添うことを大切にすることで、よりよいまちのあり方を見つけようとする姿勢を表しています。

第３章　町民

（町民の権利及び責務）

第４条　町民は、まちづくりの主体であり、町政に参画する権利を有するとともに、不参加を理由として不利益な扱いを受けません。

２　町民は、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに積極的に参画するものとします。

３　町民は、町民同士並びに議会及び行政と連携し、又は協働しながら、安心、安全に暮らせる地域づくりに取り組むものとします。

４　子どもは、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利及びそれぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有します。

５　町民は、議会及び行政と連携し、子どもがまちづくりに参画するための環境づくりに努めなければなりません。

【解説】

町民の権利と責務について定めています。

１　まちづくりの主体は町民です。町民は、行政等の取組に参画する権利をもつとともに、自主的に、個人として、または自治会などのコミュニティへの参加を通じて、課題解決やまちづくりの活動を行う権利を有していることをうたっています。しかし、まちづくりへの参加は強制されるものではありません。参加できないこと、参加しないことで不利益な扱いを受けないことも明記しています。

２　まちづくりに参画する町民の責務として、まちづくりの主体であることの自覚とともに、自らの発言と行動に責任をもつことが、住民自治を育てる重要な要件となるため規定しています。

３　町民は、安心、安全に暮らせる地域づくりのために、町民同士、また議会や行政と連携、協働して取り組むことを定めています。

４　子どもたちは将来のまちの担い手であるとともに、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を持っています。子どもたちには、その成長段階に応じてまちづくりに参加、参画する権利があることをうたっています。「子ども」とは、出生から１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある町民のことをいいます。

【参考】子ども・子育て支援法

第６条　この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

２　この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

５　子どもたちが自らの意思でまちづくりに参加することは困難です。そのため、大人（町民、議会、行政）は、子どもたちがまちづくりに参加、参画する機会の創出に努めなければならないことを定めています。

第４章　議会

関連例規：王寺町議会基本条例、王寺町議会議員政治倫理条例

（議会及び議員の責務）

第５条　議会は、直接選挙により信託を受けた議員により構成され、条例の制定及び改廃並びに予算の議決及び決算の認定等の町政の重要事項についての町の意思決定機関であり、この条例の趣旨に基づき、適切に運営されなければなりません。

２ 議会は、町民の意思が町政運営に適切に反映され、町政が適正かつ効率的に執行されているか監視し、けん制に努めなければなりません。

３ 議会は、議会活動に関する情報の提供を図り、町民に分かりやすく、開かれた議会運営を行うよう努めなければなりません。

４　議会議員は、この条例の趣旨に基づき、議員活動を通じて地方自治の実現及びまちづくりの推進に努めなければなりません。

５　議会議員は、総合的な視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行し、町民の負託に応えなければなりません。

６　議会議員は、政策の提言及び提案に努めなければなりません。

【解説】

王寺町には議会及び議員の使命等について定めた「王寺町議会基本条例」（平成２７年４月１日施行）および「王寺町議会議員政治倫理条例」（平成１５年４月１日施行）があります。それらも踏まえながら、議会・議員ともまちづくりの担い手として、本条例を尊重し、役割を果たさなければならないことを定めています。

１　町議会は、選挙で町民に選ばれた議員で構成される町の意思決定機関です。ここでは、町議会の基本的な役割を確認するとともに、町議会もまちづくりの担い手として、この条例の趣旨にもとづき、その役割と責任を果たすため適切に運営されなければならないことを定めています。

２　町議会の重要な役割の一つに、町民の意思が適正に町政に反映されているかどうかを監視することがあります。この機能を適切に発揮できるように努めなければならないことを定めています。

３　町議会には、町民に対して議会での審議過程を明らかにし、会議を公開する等、わかりやすく開かれた運営を行うよう、努めなければならないことを定めています。

４　町議会を構成する議員の一人ひとりも、まちづくりの担い手です。この条例の趣旨を理解し、議員としての活動を通じて町民の声を聞き、それらを町政に反映させることを通じて、地方自治の実現とまちづくりの推進に努めなければならないことを定めています。

５　議会議員は、常に町民全体の利益のために、公正さと誠実さをもって職務に当たらなければなりません。そして王寺町をとりまく様々な状況を踏まえるとともに、町民の声を汲み取り、施策等に反映させなければならないことを定めています。

６　議会議員は、町民の意見を町政に反映させるため、政策の提言や提案に努めなければならないことを定めています。

第５章　行政

（行政の責務）

第６条　行政は、この条例の趣旨に基づき、町民の意思を反映したまちづくりを進めるものとします。

２　行政は、政策の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民参画の機会の拡充を図るものとします。

３　行政は、まちづくりを行う町民の自主的、自律的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進と権利の保障及び拡大に努めなければなりません。

【解説】

１　行政が、まちづくり基本条例の趣旨にもとづいてまちづくりを進めるためには、町民の意思を政策に反映できるような仕組みづくりが必要です。

２　行政がまちづくりに関する条例や計画等を策定したり、様々な施策に取り組んだりするにあたり、その企画立案、実施、評価のいずれの過程においても町民参画で取り組む等、町民の意見を町政に反映させる機会の充実を図らなければならないことを定めています。

３　行政は、町民によるまちづくり活動が自主的に行われること、そして担い手となる個人や団体がそれぞれに定めている活動や運営に関する規則等に則って活動すること（自律性）を尊重しなければなりません。

　また、行政は、町民の社会的、経済的、あるいは文化的背景などに関わらず、その学習と成長を促す条件づくりに努め、人権を尊重して、まちづくり参画の権利の保障・拡大に努めなければならないことを定めています。

（町長の責務）

第７条　町長は、町政の代表者として町を統括し、町民のために公正かつ誠実に町政の執行に努めなければなりません。

２　町長は、町民の信託のもと、町政運営を通じて、この条例の趣旨に基づき、地方自治の推進に努めなければなりません。

３　町長は、前２項に規定する責務を遂行するに当たり、町職員を適切に指揮監督し、人材育成を図るとともに、多様化する行政課題に的確に対応し、効率的かつ効果的な組織運営に努めなければなりません。

【解説】

１　町長は、町民の選挙によって選ばれた町の代表として、町全体の福祉や活力増進をめざして公正かつ誠実に町政運営に努めなければならないことを定めています。

２　町長は、町政運営にあたっては、この条例の趣旨にもとづいて、地方自治の推進に必要な施策

や取組に努めなければならないことを定めています。

3　町長は、ともにまちづくりを担う町職員に対して適切な指揮監督を行い、職員の資質や能力の向上を図り、効率的で効果的な組織運営に努めなければならないことを定めています。

関連例規：王寺町職員公益通報制度実施要綱

（町職員の責務）

第８条　町職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行し、町民と対話、調整を行いながら信頼関係の構築に努めなければなりません。

２ 町職員は、町政運営を支える役割があることを深く認識し、この条例の趣旨を理解し、地域社会の一員であることを自覚したうえで、積極的にまちづくりの推進に努めなければなりません。

３ 町職員は、職務を遂行するに当たり、法令等を遵守し、必要な知識、技能等の向上に努めなければなりません。

【解説】

1　町職員は、一部の奉仕者ではなく全体の奉仕者として、町長の指揮のもと、町全体のために公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、町民とよく対話し、合意形成を図りながら信頼関係の構築に努めなければならないことを定めています。

2　町職員は、町長の指揮監督のもと、王寺町全体の住民福祉やその活動増進のための役割を担っています。そして、職員自らも、まちづくりの担い手として、この条例の趣旨を理解するとともに、一町民として積極的に地域のまちづくり活動の推進に努めなければならないことを定めています。

3　町職員は、職務の遂行にあたり、法令遵守はもちろんのこと、必要な法令等の知識の習得や政策形成、コミュニケーション等の技能の向上に努めなければならないことを定めています。

第６章　町政運営

関連例規：王寺町総合計画審議会条例

（総合計画）

第９条　町長は、この条例で定めたまちづくりの基本原則に基づき、町政運営の基本的な指針及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとします。

２　町長は、総合計画の策定及び総合計画に基づく事業の評価及び検証に当たっては、幅広く町民の参画を得て行わなければなりません。

【解説】

１　総合計画は王寺町の将来像を定め、その実現に向けて具体的な施策や事業を進めるための最上位の計画です。総合計画の策定にあたっては、このまちづくり基本条例に定めた基本原則を踏まえることを定めています。

２　総合計画の策定および事業の評価・検証において、町民の参画が必要であることを定めています。

関連例規：王寺町情報公開条例、王寺町個人情報の保護に関する法律施行条例

（情報の公開及び個人情報保護）

第１０条　議会及び行政は、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が保有する文書を公開するとともに、必要に応じてその情報をわかりやすく提供します。

２　議会及び行政は、個人の権利利益を守るために、別に条例で定めるところにより、保有する個人情報を保護しなければなりません。

【解説】

１　議会や行政が収集・保有する情報は、町民の財産であり、必要に応じてわかりやすく提供することを定めています。情報の公開については、「王寺町情報公開条例」（平成１６年４月１日施行）が定められています。情報公開については、この条例による手続きが適用されます。

２　議会や行政が収集し、保有する情報に含まれる個人情報が不適切に取り扱われ、個人の権利及び利益が侵害されることがないよう、個人情報を適切に保護することを定めています。個人情報の保護については、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければなりません。また、その法律の施行に関し必要な事項は、「王寺町個人情報の保護に関する法律施行条例」（令和５年４月１日施行）で定められています。

（危機管理）

第１１条　行政は、災害発生等の不測の事態に備え、町民の生命、身体及び財産を保護するため、総合的かつ機動的な危機管理体制を整備します。

２ 行政は、前項の危機管理体制を強化するため、町民、関係機関及び他の地方自治体との連携及び協力を図ります。

３ 行政は、危機管理体制の中で自主防災機能の強化を図るため、町民の活動を積極的に支援します。

４　町民は、一人ひとりが、自らの命は自ら守る（自助）、隣近所に住んでいるもの同士で助け合う（互近助）及び自分たちの地域は自分たちで守る（共助）を基本に、平時から家庭、地域、職場等で防災への積極的な取組に努めます。

【解説】

災害時等における行政による連携体制の構築の必要性に加えて、町民の自主防災機能の向上、災害時の自発的、自主的な活動促進のための行政からの支援について定めています。

１　近年多発する自然災害や感染症の拡大等の不測の事態に対して、町民の命や財産、暮らしを守ることは行政の最も大切な役割です。緊急時に対応可能な危機管理体制を確立することを定めています。

２　行政は、緊急時に備えて、町民や近隣自治体、県や国、ライフラインに関連する事業者等、各種関係機関等と連携協力ができる関係性を築き、危機管理体制を整えていくことを定めています。

３　災害発生時においては、行政からの支援が提供できない場合もあります。それに備えるため、行政は、危機管理体制の中で町民による自主防災機能の向上を図るため、自主防災組織の設立及び同組織の活動を積極的に支援することを定めています。

４　災害発生時には、自助（自分で）・互近助（ご近所同士で互いに）・共助（地域で共に）といったまとまりでの助け合いが必要となります。そのため、いざという時に助け合える関係性を、家庭や隣近所、地域あるいは職場などにおいて構築する取組が平時から必要であることをうたっています。地域のつながりを持っている自治会等の団体が果たす役割は非常に大きいと考えられます。

第７章　参画と協働

（参画と協働の推進）

第１２条　町民、議会及び行政は、それぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとします。

２　行政は、まちづくり及び地域の公共的課題の解決について、多様な主体がその担い手となれるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行うものとします。

３　行政は、町民のまちづくりに参画する機会を保障するとともに、町民の意見が反映されるよう、制度づくりを行うものとします。

【解説】

参画と協働でまちづくりを進めていくこと、そのために必要な仕組みづくりや支援の必要性について定めています。

１　町民、議会および行政は、互いにそれぞれの特性や権利・役割・責務を理解し、尊重し合ってともにまちづくりに取り組むことが大切であることをうたっています。

２　まちづくりや地域の公共的な課題の解決には町民同士あるいは町民が議会や行政と協働して取り組むことが望ましいので、行政は、自治会、住民活動団体、ＮＰＯ法人、事業者等の多様な主体がその担い手となれるように仕組みづくりや必要な支援を行うことを定めています。「住民活動団体」は、公共的な各種団体、ボランティア組織等を総称しています。

３　町民がまちづくりに参画し、その意見が反映されるよう、行政は参画の環境づくりをしなければならないことを定めています。本条例第１５条で定めている審議会への公募委員の登用やパブリックコメントも参画制度の一つです。

（コミュニティの形成）

第１３条　町民は、自治会、住民活動団体等への参加を通じて、お互いに助け合いながら、地域の課題の解決や共通の目標達成に向けて行動するため、良好なコミュニティを形成するよう努めるものとします。

２　町民は、良好なコミュニティを形成するため、お互いに情報の提供と共有を進め、連携してまちづくりを行います。

３　議会及び行政は、協働のまちづくりを進めるため、コミュニティ活動を尊重するとともに、必要に応じて支援を行います。

【解説】

１　町民は、自治会、住民活動団体などへの参加を通じ、地域の課題解決や住民福祉の増進に向けて行動するために、良好なコミュニティを形成するよう努めることを定めています。

２　町民同士、団体間、地域間等で情報を共有してつながりをつくることが、地域をより良くするためには効果的です。町民が、このような関係づくりを行うことを定めています。

3　議会と行政は、協働のまちづくりを進めるため、コミュニティ活動が活発に行われるように、それぞれの活動を尊重するとともに、必要な支援を行うことを定めています。

（まちづくり協議会）

第１４条　町民は、一定のまとまりのある地域内において、自治会、住民活動団体、ＮＰＯ法人及び事業者等の多様な主体で構成されるまちづくり活動を行う組織（以下「まちづくり協議会」という。）を設置することができます。

２　まちづくり協議会は、当該地域の町民に開かれたものとし、行政及びその他の組織と連携しながらまちづくり活動を行うものとします。

３　行政は、まちづくり協議会の設立や活動に対して、協働のまちづくりを推進するための必要な支援を行うものとします。

４　行政は、まちづくり協議会の意向を踏まえ、事務事業の一部を当該まちづくり協議会に委ねることができます。この場合において、行政は、その実施にかかわる経費等について必要な措置を講じなければなりません。

５　前各項の実施に関して必要なことは、別に定めます。

【解説】

今後の王寺町のまちづくりにおける方向性として、「まちづくり協議会」という仕組みを取り入れていくことと、その大きな枠組みを示しています。

1　まちづくり協議会の設置について定めるものです。地域の課題解決や住民福祉の増進のためには、町民が自発的に地域の特性や資源をいかしたまちづくり活動を行っていくことが必要です。ここでは、町民が地理的条件など地域特性を共有する一定のまとまりのある地域を基本に、自治会、住民活動団体、ＮＰＯ法人及び事業者等の多様な主体で構成された、まちづくり協議会を設立することができることを定めています。

2　まちづくり協議会は、当該地域とかかわりのある町民に開かれた、透明性のあるものとするとともに、行政やその他関係する組織と連携し、協働によって活動することを定めています。

3　行政は、まちづくり協議会が設立され、まちづくり活動が活発に行われるように、必要な支援を行うことを定めています。

4　行政は、まちづくり協議会の意向に基づき、そのことが、より住民福祉の増進につながる場合には、行政が行ってきた地域内の公共施設の管理や公共サービスの提供等について、まちづくり協議会が行政に代わって行うことができることを規定するものです。この場合、行政は事業に係る経費等について必要な措置を講じなければならないと定めています。

5　まちづくり協議会の指定要件や、行政支援等については、本条例の趣旨を踏まえて、別に定めることとしています。令和６年９月に地方自治法が改正され「指定地域共同活動団体」（第２６０条の４９）が盛り込まれました。これは、良好な地域社会の維持・形成や住民生活環境の確保のために持続的に取り組む団体を市町村長が指定する制度で、本条で規定される「まちづくり協議会」の仕組みと同じ主旨の団体です。王寺町の「まちづくり協議会」が法律で規定される「指定地域共同活動団体」に適合するよう別途条例等で定めていきます。

（町政への参画機会の充実）
第１５条　行政は、町政の方針及び動向等の情報について、多様な手段で分かりやすい広報を行い、また、多様な手法で広聴に努めます。
２　行政は、町政に関する重要な条例の制定又は改廃及び計画の策定、変更又は廃止に際しては、町民等から広く意見を募るパブリックコメントを行うものとします。パブリックコメントの実施について必要な事項は、別に定めます。
３　行政は、行政が設置する審議会の委員を選任する場合は、必要に応じて町民から公募した委員を加えるものとします。
４　審議会の会議及び会議録は、原則として公開します。
５　町長は、広く住民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、住民投票を実施することができます。
６ 住民投票の実施に関することは、その都度条例で定めます。

【解説】

行政が示す施策等について、町民が意見を出し、提案する仕組みについて定めています。町民が町政に参画するための仕組みの一つです。

1　町政に関する情報をわかりやすく伝えることは町政運営の基本です。町政を進めるにあたって町民に積極的に情報提供（広報）すべきこと、また、町民からの意見や提案等を求める（広聴）べきことを定めています。具体的には、広報・広聴にあたっては、広報紙、ホームページ等多様な手段を用いわかりやすく伝えること、町民の声を聞くときには、タウンミーティングやアンケートなど町民が意見を出しやすいさまざまな手法を用いるなど、広報、広聴の充実に努めることとしています。

2　パブリックコメントとは、行政が提出した案に対して町民の意見等を反映させ、より良いまちづくりのために行うものです。行政が作成する重要な条例や計画等は、町民生活に広く影響を与えます。こうした条例の制定や改廃および計画の策定や変更または廃止の際には、パブリックコメントを実施することを定めています。王寺町では「総合計画」の策定時などに実施され、この「王寺町まちづくり基本条例」についてもパブリックコメントを行っています。

3　行政が開催する審議会では、町の課題や将来にかかわる大切な内容が話し合われています。こうした会議に、それぞれの案件に応じて公募で選ばれた町民を含めることを定めています。ただし、会議の内容に高度な専門性が必要な場合には、公募しない場合もあります。選任にあたっては、年齢や性別、地域等の均衡などに配慮が必要となります。本条例に関する審議にも、公募委員が参加しました。

4　町民がまちづくりに参加、参画するためには、行政が開催するさまざまな会議が公開され、町民がその内容を知ることができるようにする必要があります。ここでは、行政が開催する審議会の会議およびその議事録の公開について定めています。審議会の公開にあたっては、事前に日時や場所が広報され、傍聴できる環境を整えることが必要です。ただし、会議の内容が個人情報に触れる可能性がある場合には、会議が公開されない場合もあります。

5　町の重要な政策判断が必要な事項については、住民投票の実施が可能であることを定めています。住民投票は、地方自治体の「二元代表制」と「間接民主制」を補う制度とされています。住民投票は町民に分裂を持ち込む可能性があり、実施にも相当のコストを要するので、慎重に行うべきものと考えられ、実施する場合には、住民が的確な判断を下せるよう十分な情報提供を行う必要があります。また、本条例に基づいて実施される住民投票の結果については、法的に最終的な決定をするものではありませんが、住民の多数意思の表明であり、町長および議会は、単に参考とするだけでなく、結果を重く受け止め、十分に検討・考慮しながら意思決定を行わなければなりません。

6　王寺町では、住民投票の成立要件や投票権者の範囲等を、住民投票が必要となった時点で条例によって定めることとしています。

第８章　広域での連携及び協力

第１６条　行政は、共通する課題を解決するため、他の地方自治体、国及びその他の機関と相互に連携を図りながら協力して、まちづくりを推進しなければなりません。

２　町民は、他の地方自治体の住民と交流及び連携を図り、その知恵や意見を、まちづくりに活用するよう努めるものとします。

【解説】

１　町民生活の活動範囲は町域を超えて広がっていることから、広域にまたがって共通するさまざまな分野における地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営を行うため、自治体同士の連携を図りまちづくりに資することをうたっています。課題によっては、近隣自治体間のみならず、奈良県や国、遠距離の自治体、また大学や各種専門機関等とも連携して課題解決にあたるよう定めています。

２　町民は町外の人々とも交流を行い、まちづくりのさまざまな課題解決の経験や意見を参考にして、まちづくりに活用することを定めています。

第９章　条例の検証及び見直し

第１７条　行政は、この条例の施行後５年を超えない期間ごとに、社会状況の変化に応じて、この条例の内容に見直しが必要か検証しなければなりません。

２　行政は、前項に規定する検証及び見直しを行うときは、多様な手段を用いて町民の意見を聞かなければなりません。

【解説】

１　まちづくり基本条例は、まちづくりの基本的ルールを定めたものであり、頻繁に改定されるものではありません。しかし、本条例が社会情勢の変化に対応しているか、法令等の改正に対応しているか等について５年を超えない期間の適切な時期に検証を行わなければならないことを定めています。

２　検証及び見直しが行われるときは、制定時と同じように町民の意見が反映される形で行わなければならないことを定めています。定期的に検証や必要に応じて見直しを行うことで、私たちがめざす町の姿の実現にむけて実効性を持つ条例であり続けることができます。